

所得税及び復興特別所得税の 確定申告は正しくお早めに

申告は正しく期限内に(2月17日(月)～3月17日(月)まで)

平成25年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告は、2月17日(月)から3月17日(月)までとなっております。申告期限間近になりますと申告会場は大変混雑し、長時間お待ちいただくこととなりますので、できるだけ早くお済ませください(次頁日程参照)。

《正しい申告を!》

所得税及び復興特別所得税は、自分の所得の状況を最もよく知っている皆さん自身が、税法に従って自分の所得と税額を正しく計算し、期限内に申告、納税するという「申告納税制度」を採用しています。

確定申告をしなければならぬ方が申告しなかったり、誤った申告をしたりすると、後で不足の税金を納めるだけでなく、加算税が課される場合があります。さらに延滞税も納めなければならないこととなります。

《確定申告が必要な人》

- 事業をしている人
- 不動産収入がある人
- 土地、建物などを売った人
- 給与の年収が2,000万円を超え人
- 給与所得と退職所得以外の所得金額の合計が、年間20万円を超える人
- 雑所得などがある人(2つ以上の年金や個人年金を受けている人など)

○ 前記の所得などにあてはまらない、その他の所得がある人

《白色申告の方は 収支内訳書の添付を》

事業所得や不動産所得、山林所得のある方で、確定申告書を提出する方は、その年の総収入金額や必要経費の内容を記載した収支内訳書を添付しなければなりません。

《申告書の 記入にあたって》

申告書を自分で記入するときには、「所得税及び復興特別所得税の確定申告書の手引き」などを参考にしてください。

「所得税及び復興特別所得税の確定申告書の手引き」に示されている記載例に基づいて記入していくと、所得や税額の計算が簡単にできるようなっているのです。自分で記入して郵送などにより早めに提出してください。

《所得税及び復興特別所得 税の還付申告はお早めに》

確定申告をしなくてもよい場合でも次のような方は、還付を受けるための確定申告書を提出することができま

- 一 給与所得や退職所得のある方で、雑損控除、医療費控除、寄付金控除、住宅借入金等特別控

除などを受けることができます。

- 二 給与所得者で年の途中で退職し、その後就職しなかった方
- 三 予定納税をしたが、確定申告の必要がなくなった方

確定申告書は、確定申告の期間(平成26年2月17日(月)～3月17日(月))中に提出することになります。還付申告ができる方は、この期間にかかわらず、源泉徴収された年または予定納税額を納付した翌年の1月以降ならいつでも提

出することができます。

確定申告の期間は申告会場が大変混雑しますので、還付を受けるための確定申告書を提出する方は、自分で記入し、早めに郵送などにより提出してください。

なお、還付金の支払いまでには、ある程度の期間(1～2カ月程度)がかかります。また、還付金の受け取りには預貯金口座への振り込みをご利用いただくと便利です。

ご自宅で申告書が作成できる 「確定申告書作成コーナー」をご利用ください

ご自宅からインターネットを利用して申告書などを作成することができます。

国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)の「確定申告書作成コーナー」から、画面のガイダンスに従って収入金額などを入力すると、確定申告書などの作成ができます。

普通紙などに印刷を行い、申告書などはそのまま税務署へ郵送などで提出することができます。ぜひご利用ください。

- 所得税及び復興特別所得税や消費税(個人)の確定申告書や青色申告決算書などが作成できます
- 医療費控除や住宅ローン控除の申告など、いろいろなケースに対応しています



国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp>

所得税及び復興特別所得税の確定申告・村民税の申告

新築以外の方の「住宅借入金等特別控除」の確定申告は、村では受けられません。

【所得税及び復興特別所得税の申告】

所得税及び復興特別所得税の還付、納付は確定申告が必要となります。村でも受け付けていますが、次の申告については税務署での申告となります。

- ・株式等に係る譲渡所得等のある申告
- ・先物取引に係る雑所得等のある申告
- ・複雑または特殊な申告
- ・上場株式等に係る配当所得(分離課税のある申告)
- ・平成25年分以外の確定申告
- ・他市町村住所登録者(平成26年1月1日現在)の申告
- ・青色申告
- ・消費税申告
- など

※公的年金等の収入金額が400万円以下で、他の所得が20万円以下の方は確定申告の必要はありません。

○開設期間

2月13日(木)～3月17日(月) 午前9時～午後4時 土曜・日曜は除く
(ただし、2月23日と3月2日の日曜日は開設しています。)

○会場

ビエント高崎(高崎市問屋町2-7)

▶お問い合わせは高崎税務署(☎027-322-4711)へ

申告受付予定表

相談会場	申告相談日	午前	午後
【会場】 榛東村役場1階村民ホール 【開始時間等】 <午前の部> 午前8時45分から ・開場(受付)時間/午前8時30分～11時30分 <午後の部> 午後1時15分から ・開場(受付)時間/午後1時～4時 ※最終日(3/17)は、 午後3時 で受付終了となります。 【対象者】 平成26年1月1日現在で、榛東村に住所登録のある方で村民税申告または簡易な所得税及び復興特別所得税申告を行う方 【その他】 ○ご来場いただいても、複雑な申告など、相談内容によっては税務署での申告をお願いする場合があります。 ○申告に必要な書類の他、「はんこ」をご持参ください。	2月17日(月)	1区	2区
	18日(火)	1,2区	3区
	19日(水)	3区	4区
	20日(木)	4,5区	6区
	21日(金)	6区	7区
	22日(土)		
	23日(日)	ビエント高崎にて確定申告受付日曜開設日	
	24日(月)	7区	5区
	25日(火)	7区	8,9区
	26日(水)	8区	9区
	27日(木)	9区	10区
	28日(金)	9区	10区
	3月1日(土)		
	2日(日)	ビエント高崎にて確定申告受付日曜開設日	
	3日(月)	10,11区	12区
	4日(火)	12区	11,13区
	5日(水)	14区	13区
6日(木)	13,15区	14区	
7日(金)	16区	15区	
8日(土)			
9日(日)			
10日(月)	15,18区	16区	
11日(火)	17区	18区	
12日(水)	18区	17,19区	
13日(木)	19区	20区	
14日(金)	21区	20区	
15日(土)			
16日(日)			
17日(月)	20,21区		

【村民税の申告】

平成25年中に所得があり、平成26年1月1日現在で榛東村に住所がある方は申告をしなければなりません。

収入が公的年金等のみの方で、その収入金額が400万円以下の方で控除等を受けられる方は申告をする必要が有ります。

○申告が不必要な方

- ・収入が給与収入のみで勤務先から村へ給与支払報告書が提出されている方で、年末調整が済んでいる方
- ・税務署へ確定申告書を提出する方

【注意事項】

次の方は、平成25年中に収入がない場合でも申告が必要です。

- ・ご自身が「国民健康保険加入者」である方。又は、ご自身が国民健康保険加入者がいる世帯の「世帯主」である方。
- ・行政上の支援措置等を受けるために申告を必要とする方。
- ・所得証明書、非課税証明書等の交付を必要とする方。

▶お問い合わせは、税務課(☎54-2211 内線161、163)へ

【消費税の申告】

○相談会場と申告期間

ビエント高崎 2月13日～3月17日
高崎税務署 3月18日～3月31日

※申告期間中は大変混み合います。待ち時間短縮のため次のごことにご協力ください。

- ・営業、農業、不動産所得などの収支内訳書は事前に集計をしてください。
- ・医療費控除を申告する方は、平成25年中に支払った医療費の額と高額医療費等で補てんされた額を集計してください。
- ・収支内訳書・医療費の明細書などは、税務課窓口にありますのでご利用ください。

注意 集計等がなされていないと控室で集計していただき、順番が後になることもあります。